

鳥取県公報

平成 19 年 7 月 9 日 (月)

号外第 112 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 選管告示 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録基準日等及び在外選挙人名簿における縦覧の期間 (65) 2
- 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示の開始の日 (66) 2

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第65号

平成19年7月29日執行予定の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録基準日等及び在外選挙人名簿における縦覧の期間について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により次のとおり定めたので、同令第14条第2項及び第23条の11第5項の規定により告示する。

平成19年7月9日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

1 選挙人名簿の登録基準日等

(1) 被登録資格の決定の基準となる日

平成19年7月11日。ただし、年齢については、同月29日を基準日とする。

(2) 登録を行う日

平成19年7月11日

(3) 縦覧に供する期間

平成19年7月12日

2 在外選挙人名簿に係る縦覧に供する期間

平成19年7月12日

鳥取県選挙管理委員会告示第66号

平成19年7月29日執行予定の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項のポスター掲示場に同法第143条第1項第4号の2及び第5号のポスターを掲示することができることを平成19年7月12日と定めたので、同法第144条の2第5項の規定により告示する。

平成19年7月9日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次



鳥取県公報

平成 19 年 7 月 12 日 (木)

号外第 115 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 選管告示	参議院議員通常選挙における選挙長、選挙分会長等の選任 (67) 2
	参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長が事務を行う場所 (68) 2
	参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式 (69) 2
	参議院議員通常選挙における仮投票用封筒等に押すべき印 (70) 5
	参議院議員通常選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等 (71) . . . 5
	参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを 行う日時等 (72) 5
	参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序のくじを 行う日時等 (73) 5
	参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所等 (74) 6
◇ 参議院鳥 取県選挙 区選出議 員選挙選 挙長告示	参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となる べき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等 (1) 6
◇ 参議院比 例代表選 出議員選 挙選挙分 会長告示	参議院比例代表選出議員選挙において名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となる べき者が10人を超えるときのくじを行う場所等 (1) 6

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第67号

平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長並びにこれらの職務代理者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成19年7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

1 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙

- | | | |
|---------------|--------------|-------|
| (1) 選挙長 | 米子市淀江町淀江601 | 須山 修次 |
| (2) 選挙長の職務代理者 | 鳥取市田園町四丁目371 | 桐林 正彦 |

2 参議院比例代表選出議員選挙

- | | | |
|-----------------|--------------|-------|
| (1) 選挙分会長 | 米子市淀江町淀江601 | 須山 修次 |
| (2) 選挙分会長の職務代理者 | 鳥取市田園町四丁目371 | 桐林 正彦 |

鳥取県選挙管理委員会告示第68号

平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長は、次の場所においてその事務を行う。

平成19年7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- | | | |
|----------------|-------------|--------------|
| 1 平成19年7月12日 | 鳥取市東町一丁目220 | 鳥取県庁講堂 |
| 2 平成19年7月13日以降 | 鳥取市東町一丁目220 | 鳥取県庁選挙管理委員会室 |

鳥取県選挙管理委員会告示第69号

平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成19年7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

(参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の投票用紙)

候補者氏名	第二十一回 参議院鳥取県 選挙区選出議員選挙投票 鳥取県 選挙管理 委員会印	候補者氏名	点字投票 第二十一回 参議院鳥取県 選挙区選出議員選挙投票 鳥取県 選挙管理 委員会印
○ 注意 1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。		○ 注意 1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	

備 考

- 1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

備 考

- 1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

- 1 用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第 70 号

平成19年 7 月29日執行の参議院議員通常選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成 19 年 7 月 12 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県選挙管理委員会告示第 71 号

平成19年 7 月29日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第58条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 12 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

1 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙

- (1) 日 時 平成19年 7 月13日 午後 5 時10分
- (2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会

2 参議院比例代表選出議員選挙

- (1) 日 時 平成19年 7 月16日 午前10時
- (2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会

鳥取県選挙管理委員会告示第 72 号

平成19年 7 月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第66条第1項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 12 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日 時 平成19年 7 月12日 午後 6 時
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会

鳥取県選挙管理委員会告示第 73 号

平成19年 7 月29日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成19年7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日 時 平成19年7月12日 午後5時10分
2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会

鳥取県選挙管理委員会告示第74号

平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成19年7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙会
(1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
(2) 日 時 平成19年7月31日 午後3時
- 2 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会
(1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
(2) 日 時 平成19年7月31日 午後4時

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長告示**参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長告示第1号**

平成19年7月29日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成19年7月12日

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長 須 山 修 次

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
2 日 時 平成19年7月26日 午後5時10分

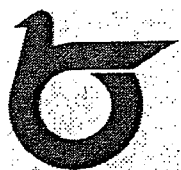
参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示**参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第1号**

平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙において参議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成19年7月12日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 須 山 修 次

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 平成19年7月26日 午後5時20分



鳥取県公報

平成 19 年 7 月 12 日 (木)
号外第 116 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 選管告示	参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において候補者 1 人につき選挙運動に関して支出することができる金額 (75) 2
	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (76) 2

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第 75 号

平成19年 7 月29日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により候補者1人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、30,146,600円であるので、同法第196条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 12 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

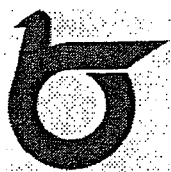
鳥取県選挙管理委員会告示第 76 号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 12 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,918
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	149,315
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	53,615
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,527
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,209
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,090
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,725
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,130
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,976
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,966
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	4,060



鳥取県公報

平成 19 年 7 月 13 日 (金)
号外第 117 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 参議院鳥 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における候補者の届出 (2) 2
取県選挙
区選出議
員選挙選
挙長告示

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長告示

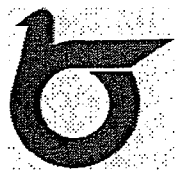
参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長告示第 2 号

平成 19 年 7 月 29 日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における候補者として、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 86 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第 11 項の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長 須 山 修 次

届出 受理 番号	届 出 年月日	届出 の別	候補者氏名	本籍	住 所	生年月日	党派	職業
1	平成 19 年 7 月 12 日	本人 届出	つねだ たかよし	鳥取県	鳥取県鳥取市西 町二丁目 102-1	昭和 18 年 11 月 5 日	自 由 民主党	常田薬局 取締役
2	平成 19 年 7 月 12 日	本人 届出	かわ かみ 川 上 よし ひろ 義 博	鳥取県	鳥取県東伯郡琴 浦町大字徳万 620 -23	昭和 25 年 10 月 26 日	民主党	無職
3	平成 19 年 7 月 12 日	本人 届出	いち たに 市 谷 しょう ぞう 尚 三	鳥取県	鳥取県鳥取市相 生町四丁目 402- 33	昭和 12 年 10 月 18 日	日 本 共産党	無職



鳥取県公報

平成 19 年 7 月 13 日 (金)

号外第 1 1 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 選管告示 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において実施する政見放送における各候補者の政見放送の日時等 (78) 2

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第 78 号

平成19年 7 月 29 日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において実施する政見放送における各候補者の政見放送の日時等を、政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第165号）第14条第 1 項の規定により次のとおり定めたので、告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

実施放送局名	テレビ、 ラジオ の別	回数	放 送 日 時			放 送 の 順 序		
			月 日	曜日	開始時間	1	2	3
日本放送協会鳥取放送局	テレビ	第 1 回	7 月 18 日	水	午後 6 時 25 分	市 谷	川 上	つねだ
		第 2 回	7 月 26 日	木	午前 7 時 30 分	市 谷	川 上	つねだ
	ラジオ	第 1 回	7 月 20 日	金	午前 7 時 20 分	市 谷	川 上	つねだ
		第 2 回	7 月 25 日	水	午後 0 時 30 分	市 谷	川 上	つねだ
日本海テレビジョン放送株式会社	テレビ	第 1 回	7 月 20 日	金	午前 11 時 00 分	つねだ	市 谷	川 上
山陰中央テレビジョン放送株式会社	テレビ	第 1 回	7 月 17 日	火	午後 2 時 35 分	川 上	市 谷	つねだ
株式会社山陰放送	テレビ	第 1 回	7 月 18 日	水	午前 10 時 30 分	市 谷	川 上	つねだ
	ラジオ	第 1 回	7 月 22 日	日	午前 8 時 30 分	市 谷	川 上	つねだ



鳥取県公報

平成 19 年 7 月 31 日 (火)

号外第 125 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 選管告示 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における当選人の住所等 (79) 2

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第79号

平成19年7月29日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。

平成19年7月31日

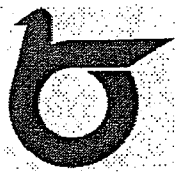
鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

住 所

氏 名

鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万620-23

川 上 義 博

	鳥取県公報	平成19年11月16日(金) 号外第166号
		毎週火・金曜日発行
目 次		
◇ 選管告示	平成19年4月8日執行の鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨 (96) 2 平成19年7月29日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨 (97) 39	

鳥取県選挙管理委員会告示第97号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき、平成19年7月29日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の提出があったので、同法第192条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成19年11月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 30,146,600円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	市谷 尚三	所属党派	日本共産党	期間	7月1日から 8月7日まで	第1回分
出納責任者氏名	平家 六栄					

収入			円	支出			円
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費			130,000
日本共産党鳥取県 委員会	政党	364,028		家屋費			133,000
				選挙事務所費			133,000
				集会会場費			—
				通信費			—
				交通費			1,150
				印刷費			—
				広告費			—
				文具費			—
				食糧費			2,398
その他の寄附		—		休泊費			58,239
その他の収入		—		雑費			39,241
今回計		364,028		今回計			364,028
前回計		—		前回計			—
総計		364,028		総計			364,028

報告書受理年月日	平成19年8月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 30,146,600円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	市谷 尚三	所属党派	日本共産党	期間	8月8日から 9月13日まで	第2回分
出納責任者氏名	平家 六栄					

収入			円	支出			円
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費			—
日本共産党鳥取県 委員会	政党	329,225		家屋費			—
				選挙事務所費			—
				集会会場費			—
				通信費			35,227
				交通費			—
				印刷費			—
				広告費			172,200
				文具費			—
				食糧費			—
その他の寄附		—		休泊費			117,520
その他の収入		—		雑費			4,278

今回計	329,225	今回計	329,225
前回計	364,028	前回計	364,028
総計	693,253	総計	693,253

報 告 書 受 理 年 月 日	平成19年9月14日	第2回報告分
-----------------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 30,146,600円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	市谷 尚三	所属党派	日本共産党	期間	9月14日から 10月15日まで	第3回分
出納責任者氏名	平家 六栄					

収入	円	支出	円
主たる寄附		人件費	—
(氏名、団体名)	(職業)	家屋費	—
日本共産党鳥取県	政党	選挙事務所費	—
委員会		集会会場費	—
		通信費	—
		交通費	—
		印刷費	336,000
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
その他の寄附	—	宿泊費	—
その他の収入	—	雑費	—
今回計	1,112,160	今回計	336,000
前回計	693,253	前回計	693,253
総計	1,805,413	総計	1,029,253

報 告 書 受 理 年 月 日	平成19年10月16日	第3回報告分
-----------------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 30,146,600円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	川上 義博	所属党派	民主党	期間	7月8日から 8月6日まで	第1回分
出納責任者氏名	遠藤 隆則					

収入	円	支出	円
主たる寄附		人件費	1,376,800
(氏名、団体名)	(職業)	家屋費	299,500
民主党	政党	選挙事務所費	220,000
		集会会場費	79,500
		通信費	259,058

		交通費	1,143,155
		印刷費	2,202,520
		広告費	1,619,210
		文具費	291,276
		食糧費	517,450
その他の寄附	—	宿泊費	68,110
その他の収入	550,747	雑費	531,649
今回計	5,550,747	今回計	8,308,728
前回計	—	前回計	—
総計	5,550,747	総計	8,308,728

報 告 書 受 理 年 月 日	平成19年8月10日	第1回報告分
-----------------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成19年7月29日執行 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 30,146,600円

3 報告書の要旨

候補者氏名	川上 義博	所属党派	民主党	期間	8月7日から 10月2日まで	第2回分
出納責任者氏名	遠藤 隆則					

収入	円	支出	円
主たる寄附		人件費	—
(氏名、団体名)	(職業)	家屋費	147,000
	(寄附額)	選挙事務所費	147,000
		集会会場費	—
		通信費	577,258
		交通費	162,334
		印刷費	—
		広告費	624,529
		文具費	—
		食糧費	—
その他の寄附	—	宿泊費	—
その他の収入	1,511,121	雑費	—
今回計	1,511,121	今回計	1,511,121
前回計	5,550,747	前回計	8,308,728
総計	7,061,868	総計	9,819,849

報 告 書 受 理 年 月 日	平成19年10月10日	第2回報告分
-----------------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成19年7月29日執行 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 30,146,600円

3 報告書の要旨

候補者氏名	常田 享詳	所属党派	自由民主党	期間	5月18日から	第1回分
出納責任者氏名	西垣 容子				8月8日まで	

収入			円	支出			円
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費			
自由民主党	政党	8,000,000		家屋費			2,049,625
平成研究会	政治団体	5,000,000		選挙事務所費			1,622,682
日本薬剤師連盟	〃	5,000,000		集会会場費			579,500
日本病院薬剤師連	〃	1,000,000		通信費			1,043,182
盟				交通費			215,000
製薬産業政治連盟	〃	1,000,000		印刷費			—
				広告費			3,751,189
				文具費			1,795,779
				食糧費			456,025
その他の寄附		—		宿泊費			607,365
その他の収入		—		雑費			849,247
							1,968,338
今回計		20,000,000		今回計			13,315,250
前回計		—		前回計			—
総計		20,000,000		総計			13,315,250

報告書受理年月日	平成19年8月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

4 選挙事務執行体制等

(1) 第21回参議院議員通常選挙事務分担表

係	事 務 内 容	旧	新
総 括	○選挙事務の総括に関する事 ○事務の連絡調整に関する事 ○報道機関等への情報提供に関する事	桐林事務局長 谷口次長 矢吹係長	桐林事務局長 谷口次長 矢吹係長
管理係	○諸規程の整備に関する事 ○選挙管理委員会の議案に関する事 ○選挙管理委員会、選挙長及び選挙分会長の告示に関する事 ○市町村選挙管理委員会及び指定病院等の一般指導に関する事 ○取締機関及び報道機関との連絡に関する事 ○選挙事務の一般管理に関する事 ○他の係に属さない事項に関する事	矢吹係長 北村書記 山根書記	矢吹係長 北村書記 山根書記
市町村候補者公営係	○市町村候補者公営係の総括に関する事 ○立候補届出諸用紙の作製に関する事 ○政治団体関係諸用紙の作製に関する事 ○「七つ道具」の作製に関する事 ○候補者公営に関する諸用紙の作製に関する事 ○選挙公報に関する事 ○点字氏名票・点字お知らせ版（点字公報）に関する事	岡本書記 野村書記 丸山書記 清水書記 土山次長 矢吹書記	住友次長 岡本書記 野村書記 丸山書記 清水書記 土山次長 矢吹書記、宮本書記
	○氏名等掲示に関する事 ○物資輸送に関する事 ○投開票事務諸用紙の作製に関する事	森田書記 澤米書記 茶山書記	森田書記 森田書記 ※第2, 3回は 茶山書記 公報担当
	○政見放送に関する事 ○投票用紙の作製に関する事 ○不在者投票等事務諸用紙の作製に関する事	柳楽次長 盛田書記 盛田書記	柳楽次長（解除せず） ※政見放送公示日対応、 支払関係
啓発係	○臨時啓発に関する事 ○明るい選挙推進大会に関する事 ○市町村の啓発事業に関する事 ○島根県との共同実施に関する事	寺谷書記 谷口書記 谷口書記 鈴木書記	谷口書記（解除せず） 秋元書記（解除せず） 坂本書記 ※啓発物資等作成、島根県調整、支払関係
速報係	○投開票速報に関する事 ○投開票速報に用いる物資の作成に関する事 ○投開票速報オンラインシステムに関する事	西尾次長 中西書記 中西書記	西尾次長 澤米書記、小谷書記
庶務経理係	○選挙の執行経費に関する事 ○候補者公営費の支払いに関する事 ○出納室経由の物資作製に関する事 ○供託金の返還に関する事 ○不在者投票特別経費交付金に関する事	妹尾書記 前田次長 小谷書記 小谷書記 武田書記	妹尾書記 前田次長 小谷書記 小谷書記 武田書記

※7月5日付で人事異動が行われたため、「新・旧」形式で表した。

(2) 参議院議員通常選挙 投開票速報実施要領等

ア 参議院議員通常選挙 投・開票速報実施要領 (市町村選管)

平成19年7月29日執行予定の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙（以下「選挙区選挙」という。）及び参議院比例代表選出議員選挙（以下「比例代表選挙」という。）の投票速報及び開票速報は、次により実施します。

1 通常時の速報報告 (オンライン)

- ・各市町村からの投票速報、開票速報は、原則としてオンラインにより行います。
- ・オンラインの操作方法については、「投・開票オンラインシステム操作説明書 (市区町村版)」を参照ください。

(1) 投票結果 (選挙区選挙、比例代表選挙)

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日 各投票所からの報告の集計が終わり次第	県委員会にオンラインにより報告 (選挙区選挙、比例代表選挙の順) 報告メール名 選挙区選挙: 「選挙区投票結果: ◎◎ (市町村名)」 比例代表選挙: 「比例代表投票結果: ◎◎ (市町村名)」

注) データの入力が完了したときは、送信前にチェックリストを印刷し、2人1組で入力データの確認を行ってください。(選挙区選挙、比例代表選挙を混同しないように注意ください。)

報告数には、期日前投票、不在者投票・在外投票を含めた数字を報告してください。

予定時刻までに投票結果の報告のない市町村に対しては、県委員会事務局長の指示により、督促する場合があります。

選挙当日有権者数には、期日前投票を行った者のうち、選挙期日までに選挙権を有しなくなった者を含みます。

(2) 開票速報 (選挙区選挙、比例代表選挙)

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日 《開票速報》 各市町村の投票の点検、集計が終わり次第 《選挙区選挙中間報》 4市: 21時30分から30分おき報告	県委員会にオンラインにより報告 (選挙区選挙、比例代表選挙の順) 報告メール名 選挙区開票結果: 「選挙区開票結果: ◎ ◎ (市町村名)」 選挙区市部中間報: 「選挙区開票状況: ◎◎市 (※番号は、報告回数) 比例代表開票結果: 「比例代表開票結果: ◎◎ (市町村名)」

注) 開票速報のデータ入力が完了したときは、送信前にチェックリストを印刷し、2人1組で入力データの確認を行ってください。(選挙区選挙、比例代表選挙を混同しないように注意ください。)

市町村における投票状況及び開票状況の公表は、県委員会に報告後、各市町村選挙管理委員会において柔軟に対応してください。

(3) 訂正報 (選挙区選挙、比例代表選挙)

報告したデータに間違いを発見した場合は、直ちに訂正報を下記によりお願いします。

- ①訂正後の数値を入力して、出力したチェックリストに訂正箇所の該当数字の前に○印をつけ、旧チェックリストと併せて、県選管にファクシミリ送信する。
- ②①の直後に、電話により訂正報を行う旨を連絡し、訂正箇所と訂正理由を報告する。
- ③県委員会からの指示を受けた上で、メールを送信する。

(電話番号: 080-1932-5095 ファクシミリ番号: 0857-26-8129)

(4) 無効投票速報 (選挙区選挙、比例代表選挙)

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日 開票速報に引き続き	無効投票の内訳を県委員会にファクシミリにより報告

注) 県委員会は、無効投票速報の内容が確認された時点で待機解除の指示を出しますので、開票速報責任者は、県委員会からの解除指示があるまでは待機し、解除したあとも国からの解除連絡があるまでは、いつでも緊急連絡が取れるようにしてください。

報告に当たっては、「選挙区選挙無効投票速報発信票」及び「比例代表選挙無効投票速報発信票」により行なってください。なお、速報の際は併せて無効投票率

無効投票速報発信票「合計」
開票速報「投票総数」も速報してください。

この場合の無効投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求めてください。

(5) 推定投票率速報 (選挙区選挙)

- ・推定投票率速報は、下記の投票区において、オンラインによらず、県委員会からの電話聞き取りにより実施します。
- ・実施方法については、「参議院議員通常選挙推定投票率速報要領」により行ってください。

市町村名	投票区名	施設名	所在地
鳥取市	第4投票区	鳥取市立西中学校体育館	鳥取市寿町 907
米子市	第4投票区	米子市明道公民館	米子市東町 124
倉吉市	第5投票区	西郷小学校体育館	倉吉市下余戸 114
境港市	第1投票区	渡公民館	境港市渡町 1356-1
岩美町	浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合浦富支所	岩美郡岩美町浦富 2539-15
八頭町	第39投票区	八東体育文化センター	八頭郡八頭町富枝 10-1
琴浦町	第17投票区	赤碕地区公民館	東伯郡琴浦町大字赤碕 1547-5
大山町	中山第9投票区	大山町役場中山支所	西伯郡大山町赤坂 66
日南町	第8投票区	生山自治会館	日野郡日南町生山 739-3

2 非常時の速報報告 (ファクシミリ)

機械の故障などオンラインによる報告ができない場合は、次により報告してください。

- (1) 各市町村委員会はあらかじめデータを入力していない空の帳票をオンライン不通時の報告様式として印刷して準備してください。
- (2) ファイルの作成は出来るが、オンライン送信不能の場合には、帳票を印刷してファクシミリにより報告してください。送信する用紙は、A4サイズとします。
- (3) ファイルの作成自体が出来ない場合には、予め印刷しておいた帳票に記入し、ファクシミリにより送信してください。
- (4) ファクシミリ送信した後に、電話により送信不能の旨を報告してください。

この際に使用する電話は、訂正報のものと同一とします。

電話報告の際に、受信した帳票の内容について、市町村委員会と県委員会とで確認を行います。

(電話番号：080-1932-5095 ファクシミリ番号：0857-26-8129)

3 問い合わせ先等

- (1) オンラインシステムに関する質疑
080-1932-5095 / 080-6302-4799
- (2) その他管理執行に関する質疑
(0857)26-7058 / 7061
- (3) 報告用のファクシミリ番号
(0857)26-8129

イ 参議院議員通常選挙推定投票率速報要領

1 速報期日 平成19年7月29日

2 速報を行う投票区（速報投票区）

次の速票投票区において、速報現時時の投票者数の報告を行ってください。

市町村	投票区名	投票所施設名	電話番号	発信電話番号
鳥取市	第4投票区	鳥取市立西中学校体育館	(未定携帯電話レンタル 予定)	0857-26-7057
米子市	第4投票区	米子市明道公民館	090-4803-6379	
倉吉市	第5投票区	西郷小学校体育館	090-1188-6345	
境港市	第1投票区	渡公民館	0859-45-0903	0857-26-7580
岩美町	浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合浦富支所	未定	
八頭町	第39投票区	八東体育文化センター	0858-84-1176	
琴浦町	第17投票区	赤碕地区公民館	090-4103-3928	0857-26-7581
大山町	中山第9投票区	大山町役場中山支所	0858-58-6111	
日南町	第8投票区	生山自治会館	090-8361-7176	

3 速報責任者

各市町の選挙管理委員会は、速報投票区に速報責任者を配置し、速報を行ってください。

4 速報要領

(1) 速報時刻の時間及び方法

速報時刻	方 法	県選管 留意事項
9時、10時、11時、 11時30分、12時、13時、 14時、15時、16時、 16時30分、17時、 17時30分、18時、19時、 19時30分、20時現在の推 定投票率	<県から定時通話で聞き取り> 1) 速報責任者は速報時刻の10分前 時点での投票者数(累計)を男・女・ 計別に記録後、電話口で待機 2) 速報責任者は、 「〇市(町)第〇投票区〇時現在投 票速報」と呼称し、「投票者数、男 〇名、女〇名、計〇名」と報告	1) 速報投票区から速報の報告 を受けたときは、その内容を 復唱して確認 2) 受信者(聞取者)、発信者(報 告者)が相互に氏名を確認 3) 9時現在で聞き取りをする 際に当日有権者数を確認

(2) 使用する電話

速報の聞き取りに使用する電話は、2の表のとおりです。

(3) 期日前投票及び不在者投票の扱い

〇期日前投票者数については、9時の報告時点から当該速報投票区の数を加えて報告してください。
〇在外投票者数及び不在者投票者数については、この報告から除外されるものですので、御留意ください。

5 推定投票率の算定

- (1) 速報投票区の当日有権者数で、速報時刻(4(1))現在の男・女・計の投票者数を除して、各速報投票区の投票率を算出し、公表責任者に報告する。
- (2) 投票率は、百分率(%)により、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで算出するものとする。
- (3) 県全体の推定投票率は、次の算式により算出するものとする。

$$\left[\begin{array}{c} \text{県の男の当} \\ \text{日有権者数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{全速報投票区の} \\ \text{男の推定投票率} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{県の女の当} \\ \text{日有権者数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{全速報投票区の} \\ \text{女の推定投票率} \end{array} \right]$$

(県の当日有権者数)

ウ 参議院議員通常選挙の投票・開票状況公表要領

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙（以下「選挙区選挙」という。）及び参議院比例代表選出議員選挙（以下「比例代表選挙」という。）の投票・開票状況の公表は、次により行います。

1 投票状況の公表

(1) 推定投票率

ア 推定投票率は、選挙区選挙についてのみ、次の投票区の投票状況により推定します。

市町村名	投票区名	施設名	所在地
鳥取市	第4投票区	鳥取市立西中学校体育館	鳥取市寿町 907
米子市	第4投票区	米子市明道公民館	米子市東町 124
倉吉市	第5投票区	西郷小学校体育館	倉吉市下余戸 114
境港市	第1投票区	渡公民館	境港市渡町 1356-1
岩美町	浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合浦富支所	岩美郡岩美町浦富 2539-15
八頭町	第39投票区	八東体育文化センター	八頭郡八頭町富枝 10-1
琴浦町	第17投票区	赤碕地区公民館	東伯郡琴浦町大字赤碕 1547-5
大山町	中山第9投票区	大山町役場中山支所	西伯郡大山町赤坂 66
日南町	第8投票区	生山自治会館	日野郡日南町生山 739-3

イ 公表の時間、及び方法

時間	方法
9時、10時、11時、11時30分、 12時、13時、14時、15時、16時、 16時30分、17時、17時30分、18時、 19時、19時30分、20時現在の推定 投票率	1) 県政記者室から F-net によりファクシミリ送信 2) 1) に併せ、鳥取県ホームページ（以下「HP」とい う。）に掲載（更新）

(2) 確定投票率

区分	時間	方法
選挙区選挙	20時40分 から30分おき	1) 県計集計票をメール送信（CSV形式、エクセル形式） 2) 1) に併せ、県計集計票を県政記者室に提供（19部） 3) 2) に併せ、HPに掲載（更新）
比例代表選挙	最終確定時	1) 県計集計票及び市町村別個票をメール送信（CSV形 式、エクセル形式） 2) 1) に併せ、県計集計票を県政記者室に提供（19部） 3) 2) に併せ、HPに掲載（更新）

2 開票状況の公表

(1) 選挙区選挙

区分	時間	方法
町村別開票速報 (①) (確定報)	着信の都度	1) 町村別個票を着信の都度メール送信（CSV形式）
市部開票速報(②)		
中間報	21時40分 から30分おき	1) 市部個票をその都度メール送信（CSV形式）
確定報	着信の都度	1) 市部個票を着信の都度メール送信（CSV形式）
時間別開票速報 (①と②を累計)	21時40分 から30分おき	1) 県計集計票をメール送信（CSV形式、エクセル形式） 2) 1) に併せ、県計集計票を県政記者室に提供（19部） 3) 2) に併せ、HPに掲載（更新）
法定得票数及び 供託金の没収点	開票結果の公表 終了後	紙で県政記者室に提供（19部）

(2) 比例代表選挙

区分	時間	方法
市町村別開票速報	着信の都度	1) 市町村別個票を着信の都度メール送信（CSV形式）
時間別開票速報	23時00分 から1時間おき	1) 県計集計票をメール送信（CSV形式、エクセル形式） 2) 1) に併せ、県計集計票を県政記者室に提供（19部） 3) 2) に併せ、HPに掲載（更新）

3 その他

市町村における投票状況及び開票状況の公表は、県選挙管理委員会に報告後は各市町村選挙管理委員会において柔軟に対応するものとする。

(3) 投・開票当日事務分担・事務処理要領

委	員	長	須	山	修	次
委員	長	職務	代理	者	中	村
委		員			古	賀
委		員			堀	内

1 組織及び分担

係 名	分 担 事 務	担 当 者
総 指 揮	投票及び開票速報に関する事務処理を指揮する。	桐林事務局長
総 務 係 (1) (兼1)	庶務・給与・物品調達を担当し、他の係に属しない事務 を処理する。	谷口次長、武田
発 表 係 (3)	投票及び開票速報の公表に関する事務を処理する。	森田、丸山、秋元
指 導 係 (3)	市町村の投票及び開票の事務処理に関し、適宜指示を与 え、又は投票の効力等に関する質疑に回答する等市町村 の指導に関する事務を処理する。	矢吹係長、北村、山根
推定投票率 係 (兼7)	速報投票区(9投票所)から投票速報を受信(計16回) し、県下の投票率を推定する事務を処理するとともに、 中央選挙管理会への報告を行う。	(総括)矢吹係長 (集計、報告)北村、山根 (受信)茶山、坂本、妹尾 (HP)茶山、坂本 (県端末)西尾、妹尾
電 算 係 (11)	オンラインシステムの総括を行うとともに、投票速報及 び開票速報の集計、中央選挙管理会への報告を行う。	県端末班—西尾、妹尾 谷口健
	投票速報及び開票速報の確認・印刷に関する電算処理を 行う。	代行端末班 1班(端末1) —前田、岡本 2班(端末2) —住友、野村 3班(端末3) —澤米、清水
	投票速報及び開票速報の集計された情報をホームページ に掲載する。	HP担当 坂本、茶山
メー ル 送 信 係 (2)	投票及び開票速報のメールによる公表の事務を処理す る。	宮本、矢吹進
調 整 係 (4)	全体の進捗状況を管理し、電算係への確定指示等を行う とともに、無効投票速報(ファクシミリ)の受信状況を 確認し、市町村との連絡調整を行う。	土山、小谷、武田、奥村

2 各係の事務処理要領（総務係、指導係を除く）

A 推定投票率係

推定投票率は、参議院選挙区選挙について、速報投票区の投票状況により推定する。

（1）投票状況の聞き取りを行う投票区等

市町村	投票区	投票所施設	速報 責任者	電話番号	発信 電話番号	担当者
鳥取市	第4投票区	鳥取市立西中学校体育館	澤田伸二	090-7285-6102	(0857) 26-7057	茶山
米子市	第4投票区	米子市明道公民館	前田誠一	090-4803-6379		
倉吉市	第5投票区	西郷小学校体育館	涌嶋博文	090-1188-6345		
境港市	第1投票区	渡公民館	渡辺恵吾	0859-45-0903	(0857) 26-7580	坂本
岩美町	浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合浦富支所	浜野 晃	090-2000-5054		
八頭町	第39投票区	八東体育文化センター	中村俊明	0858-84-1176		
琴浦町	第17投票区	赤碕地区公民館	浜川 明	090-4103-3928	(0857) 26-7581	妹尾
大山町	中山第9投票区	大山町役場中山支所	山下一郎	0858-58-6111		
日南町	第8投票区	生山自治会館	弓場弘之	090-8361-7176		

（2）導通確認

7月29日午前8時30分に予告通知を行う（県から発信を行う。）。

（3）聞き取り時刻

7月29日の次の時刻である。

（速報投票区は、それぞれの時刻の10分前の数字を報告することになっている。）

9時、10時、11時、11時30分、12時、13時、14時、15時、16時、
16時30分、17時、17時30分、18時、19時、19時30分、20時
（計16回）

（4）受信票の記入

① 速報投票区からの投票速報を受信したときは、「投票速報受信票」（別紙1）の「投票者（4）～（6）」に記入する。

② 9時の報告を受信するときは、「当日有権者（1）～（3）」についても記入する。

（5）期日前投票者数及び不在者投票の確認等

9時の報告を受信する場合は、期日前投票者数が含まれていることを確認する。それ以外（在外投票者数及び不在者投票者数）は、除外しているかを確認する。

（6）電話の発信

速報に当たっての電話の発信は、県から行うものであること。

(7) 推定投票率の公表

推定投票率の公表時刻は、9時、10時、11時、11時30分、12時、13時、14時、15時、16時、16時30分、17時、17時30分、18時、19時、19時30分、20時である。

公表は、県政記者室Fネット及び県選管Fネットによりファクシミリ送信することで行う。

(8) 中間投票状況の報告

聞き取りにより集計した推定投票率を、県端末により中央選管に報告する。

報告に当たっては、データ入力後、帳票を打ち出し、読み合わせ確認を必ず行うこと。

回示	時刻	入力期限	送信期限
第1回	10時現在	10時50分	11時00分
第2回	11時現在	11時50分	12時00分
第3回	14時現在	14時50分	15時00分
第4回	16時現在	16時50分	17時00分
第5回	18時現在	18時50分	19時00分
第6回	19時30分現在	20時20分	20時30分

(9) ホームページへの掲示（ホームページ担当）

集計の際に作成したデータを使用して、ホームページ用データを作成し、定時（16回）に更新する。

B 電 算 係

(1) 投票速報

投票速報は、選挙区選挙、比例代表選挙の順に行うこと。

(2) 開票速報（選挙区選挙）

選挙区選挙の開票速報には、各市町村が開票を終了した後に行う確定報と、4市について開票の中間の状況を報告する中間報（4市について、21時30分から30分おきの定時まで報告されるものであり、開票率ゼロでも報告してもらうこと）の2種類があること。

(3) 開票速報（比例代表）

比例代表の開票速報は、各市町村が開票を終了した後に行う確定報のみである。

【代行端末班】

① 通常処理

(ア) 【受信確認】

市町村からの報告メールの受信は次の区分で、代行端末1及び代行端末2が受信する。

第1班及び第2班は、市町村からのメールを受信したら、「選挙（比例）、△△市（町村）、投票（開票）結果を受信しました。」と発声し、県端末班に受信データの確認を依頼する。県端末班のデータ確認済の発声を待って、次の受信確認の発声を行うこと。

区 分	受信する市町村
第1班 代行端末1	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町 八頭町、三朝町、湯梨浜町
第2班 代行端末2	琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町 日野町、江府町

(イ) 【FDデータ保存】

受信確認したメールに添付されているファイルは、自動的にサーバ (G:¥Senkyo¥Inputcsv) に保存される。県端末班から処理確認票が回付された場合、主査が該当するファイルをフロッピーディスクに保存することとし、「選挙(比例)、△△市(町村)、投票(開票)結果、保存しました。」と呼称し、副査が処理確認票を記入し、保存フロッピーと処理確認票をメール送信係に回付する。

(ウ) 【データの保存及び帳票印刷作業の振り分け】

班 別	担当	市 町 村 (開票区) 名
第 1 班 代行端末 1	前田 岡本	受信担当市町村のCSVファイルの保存 県集計CSVファイルの保存
第 2 班 代行端末 2	住友 野村	受信担当市町村のCSVファイルの保存
第 3 班 代行端末 3	澤米 清水	集計エクセルファイルの保存及び帳票印刷

(エ) 【作業順】

原則として到着時期の早い順から順に処理を行うものとするが、既に投票結果を受信している市町村の開票結果については、他市町村の投票結果に優先して保存作業を行うこと。また、訂正報ならびに4市中間報については、特に優先処理する必要がある。

(オ) 【訂正報の取り扱い】

① 第1班及び第2班は、訂正報がある旨の調整係の発声を聞いたときは、その後該当市町村から送信されるメールに留意し、訂正報を受信したときは、「△△市(町村)、選挙(比例)、投票(開票)結果、訂正報、受信しました」と発声する。

②

③ 県端末班から確認後の訂正報処理確認票の回付を受けたときは、フロッピーに保存し、メール送信係に回付する。

③ 作成した市町村連絡票は、回付中の処理確認票に添付(ホッチキス綴じ)して回付する。

② オンライン不通時

(ア) 市町村でデータ入力や通信ができないとき、県の代行端末で市町村のかわりにデータを入力する。

(イ) 代行入力用端末は、第3班(代行端末3)による。ただし、各代行端末のデータ受信状況を勘案して、調整係が指示する。

(ウ) 代行入力を行う第3班は、操作説明書に従い該当市町村の代行入力環境を作成し、調整係から回付されたファクシミリにより入力する。この場合、1名が読み上げ、1名が入力することとし、入力後に印刷して、2名で確認する。

保存は入力確認ができてから行う。

保存作業は、「C:¥Senkyo¥SenkyoData¥(代行入力する市町村名)」の下の各データ種類フォルダ内にある最新の履歴番号ファイルを「G:¥Inputcsv」に複写することによって行う。

作業終了後、「△△市(町村)、選挙(比例)、投票(開票)結果、代行入力しました」と発声し、県端末班にデータ内容確認を指示する。

④ 定時公表及び最終確定時の公表用帳票等の作成

(ア) 調整係の指示に従い、投票及び開票結果の時間別公表時刻の5分前（比例代表の開票結果については、10分前）には作業を一旦中断し、県計ファイルの保存及び帳票の印刷を行う。

原則として、代行端末1でCSVファイルのフロッピーの保存、代行端末3でエクセルファイルのフロッピーの作成及び印刷作業を行うこと。フロッピー作成や印刷作業を行った際には、「□□時□□分現在（最終確定〇〇時〇〇分）、選挙（比例）、投票（開票）結果、保存（印刷）しました。」と発声し、作成したフロッピー及びチェック記入した処理確認票をメール送信係に回付すること。なお、エクセルファイル作成には、発表時間を手入力する必要があるもので注意する。また、帳票の印刷時にはページ数を処理確認票に明記して発表係に回付する。

(イ) 印刷又はファイル作成を行う帳票は、次のとおりとする。

ア 印刷帳票（公表時間に合わせて印刷するもの）

- ・選挙区投票結果（国内＋在外）（選挙区・様式1-1、1-2、1-3）
- ・比例代表投票結果（国内＋在外）（比例・様式1-1、1-2、1-3）
- ・選挙区開票状況（候補者別開票区別得票数一覧）（選挙区・様式2）
- ・比例代表開票状況（総括表、得票総数の開票区別政党等別一覧、名簿登載者の得票総数の政党等別一覧）（比例・様式2、3、4）
- ・比例代表開票結果（名簿登載者の得票総数の開票区別一覧、開票区別投票総数）（比例・様式5、6）

イ 作成ファイル

(i) 速報受信時に随時作成するもの

- ・選挙区開票状況（市別）CSV
- ・選挙区開票結果（市町村別）CSV
- ・比例代表開票結果（市町村別）CSV
- ・比例代表投票結果（市町村別）CSV（全市町村が確定してから一括回付する）

(ii) 公表時間に合わせて作成するもの

CSV ファイル	①選挙区投票結果（県計）CSV ②選挙区開票状況（県計）CSV ③選挙区開票結果（県計）CSV （*全市町村が確定した場合のみ作成） ④比例代表投票結果（県計）CSV （*全市町村が確定した場合のみ作成） ⑤比例代表開票結果（県計）CSV
エクセル ファイル	①選挙区投票結果〔(国内＋在外)、(国内)、(在外)、(選挙区・様式1-1、1-2、1-3)〕 ②比例代表投票結果〔(国内＋在外)、(国内)、(在外)、(比例・様式1-1、1-2、1-3)〕 ③選挙区開票状況（候補者別開票区別得票数一覧）（選挙区・様式2） ④選挙区開票結果（開票区別投票総数）（選挙区・様式3） （*全市町村が確定した場合のみ作成） ⑤比例代表開票状況（総括表、得票総数の開票区別政党等別一覧、名簿登載者の得票総数の政党等別一覧）（比例・様式2、3、4） ⑥比例代表開票結果（名簿登載者の得票総数の開票区別一覧、開票区別投票総数）（比例・様式5、6） （*全市町村が確定した場合のみ作成）

【県端末班】

① 通常処理

(ア) 代行端末第1班及び第2班の発声によりメールの受信確認が判明したら、県サーバ画面上で、用意した過去のデータと比較し、受信したデータに異常がないか確認する。異常がなければ、「選挙（比例）、△△市（町村）、投票（開票）結果、確認しました。」と発声し、処理確認票にチェック記入して代行端末班に回付する。

(イ) データの異常が発生した場合は、「△△市(町村)、選挙(比例)、投票(開票)結果、データ異常です。」と発声し、市町村連絡票を調整係に回付し、調整係が市町村委員会に連絡して内容を確認する。(この場合、代行端末班のデータ保存作業等は中断しない)

② 訂正報

(ア) 訂正報が入ったときは、調整係が「△△市(町村)、選挙(比例)、投票(開票)結果、訂正報入ります。作業中断してください。」と発声するので、「訂正前入力データ印刷を行います」と発声し、直ちに該当市町村の旧入力データを画面印刷し、調整係に渡す。

(イ) 調整係は訂正内容を確認し、当該市町村にメール送信を指示する。

(ウ) 当該市町村からメールを受信したら、受持ち代行端末班は「△△市(町村)、選挙(比例)、投票(開票)結果、訂正報受信しました」と発声する。

(エ) 調整係からファクシミリ受信票及び訂正前入力データ票の写しが回付されてくる。

(オ) 県サーバ画面上で調整係から回付されたファクシミリ受信票と読み合わせ確認した上で、「△△市(町村)、選挙(比例)、投票(開票)結果、訂正確認しました」と発声して、処理確認票とフロッピーを代行端末班に回付する。内容が一致していなければ、調整係に連絡し、市町村委員会への確認を求めること。

③ 集計作業

(ア) 中央選管への定時報告は、次のとおり。

投票速報 選挙区選挙・・・確定次第報告する。

比例代表選挙・・・確定次第報告する。

開票速報 選挙区選挙・・・確定次第報告する。

比例代表選挙・・・23時から1時間おきである。

(定時の5分前には送信する)

報告は、報告用のファイルを県端末で作成し、送信することにより行う。

(イ) 作成するファイルは、次のとおり

- ・選挙区投票結果((国内+在外)、(国内)、(在外))(選挙区・様式1-1、1-2、1-3)
- ・比例代表投票結果((国内+在外)、(国内)、(在外))(比例・様式1-1、1-2、1-3)
- ・選挙区開票状況(候補者別開票区別得票数一覧)(選挙区・様式2)
- ・選挙区開票結果(開票区別投票総数)(選挙区・様式3)
- ・比例代表開票状況(総括表、得票総数の開票区別政党等別一覧、名簿登載者の得票総数の政党等別一覧)(比例・様式2、3、4)
- ・比例代表開票結果(名簿登載者の得票総数の開票区別一覧、開票区別投票総数)(比例・様式5、6)

(ウ) 中央選管への定時報告の発声・処理

県サーバで集計し、「□□時□□分現在(最終確定〇〇時〇〇分)、選挙(比例)、投票(開票)結果集計しました。」と発声する。結果を第3班で公表用帳票印刷し、県端末で送信データを作成し、チェックリストと公表用帳票と読み合わせ確認をした上で、中央選管に送信する。送信完了後「□□時□□分現在(最終確定〇〇時〇〇分)、選挙(比例)、投票(開票)結果中央選管に送信しました。」と発声する。送信済みのチェックリストを打ち出し、送信時刻を記載して県端末班の籠に保管する。

(エ) 定時公表の時間は次のとおりである。

ア 投票速報

- ・選挙区選挙 …… 20時40分から30分おきに公表する。(5分前作業)
- ・比例代表選挙 …… 投票結果がまとまり次第、公表する。

イ 開票速報

- ・選挙区選挙 …… 21時40分から30分おきに公表する。(5分前作業)
- ・比例代表選挙 …… 23時から1時間おきに公表する。(10分前作業)

ウ 21時40分以前に報告された開票確定報については、市町村個票のファイル作成に合わせて、その都度帳票の印刷も行う。

オ 定時公表の発声・処理

県端末班は、確定処理する場合は、「□□時□□分現在選挙(比例)、投票(開票)、状況(結果)、集計しました。」と発声し、処理確認票に時刻及び回示を記入して代行端末班に回付する。

C メール送信係

①【市町村個票の公表】

市町村個票のCSVファイルをメール送信によって、報道各社への発表を行うものであること。

ア 代行端末班から市町村個票のフロッピーディスクの回付を受けたときは、メール送信システムにより、事前に登録された各報道機関のアドレス宛にメール送信すること。

イ 発表するデータは、代行端末班から回付される次のデータとする。

CSVファイル	・選挙区開票状況(市別) CSV ・選挙区開票結果(市町村別) CSV ・比例代表開票結果(市町村別) CSV
---------	---

ウ 一度使用したフロッピーディスクは、印を付けて廃棄すること。(使用済みフロッピーは、使用しないこと)

エ 電算係からフロッピーディスクにデータ保存済みの処理票を受けたときは、メール送信係がメールにより報道へ送信する。このとき、メール名は、「選挙区(比例)投(開)、市町村名、【訂正】(○)」(○は訂正回数)とし、送信文に訂正箇所、訂正前数字、訂正後の数字、訂正理由を書き込んで、送信することとする。

オ 発声・処理

「選挙(比例)、△△市(町村)、投票(開票)結果、送信します。」と発声し、10秒間待機その後送信し、「送信しました」と発声の上、処理確認票にチェック記入してフロッピーディスクと共に、メール送信係の籠に保管する。

②【県集計票の公表】

ア 定時公表及び最終確定時の発表は、代行端末班から回付された次の県集計票を報道にメールにより送信して行う。

CSVファイル	①選挙区投票結果(県計) CSV ②選挙区開票状況(県計) CSV ③選挙区開票結果(県計) CSV (*全市町村が確定した場合のみ作成)
---------	---

	④比例代表投票結果（県計）CSV（*全市町村が確定した場合のみ作成） ⑤比例代表開票結果（県計）CSV
--	--

エクセルファイル	・選挙区投票結果（（国内＋在外）、（国内）、（在外））（選挙区・様式1-1、1-2、1-3） ・比例代表投票結果（（国内＋在外）、（国内）、（在外））（比例・様式1-1、1-2、1-3） ・選挙区開票状況（候補者別開票区別得票数一覧）（選挙区・様式2） ・選挙区開票結果（開票区別投票総数）（選挙区・様式3）（*全市町村が確定した場合のみ作成） ・比例代表開票状況（総括表、得票総数の開票区別政党等別一覧、名簿登載者の得票総数の政党等別一覧）（比例・様式2、3、4） ・比例代表開票結果（名簿登載者の得票総数の開票区別一覧、開票区別投票総数）（比例・様式5、6）（*全市町村が確定した場合のみ作成）
----------	--

イ 発声・処理

「□□時□□分現在（最終確定〇〇時〇〇分）、選挙（比例）、△△市（町村）、投票（開票）結果、送信します。」と発声し、10秒間待機その後送信し、「送信しました」と発声の上、処理確認票にチェック記入して、フロッピーディスクと共に、HP担当に回付する。

ウ 全市町村が確定した後に、訂正報があった場合の送信メールは、「選挙区（比例）・投（開）確定【訂正】〇」（〇は、県集計票の訂正回数）とし、調整係から回付されたファクシミリ送信票で訂正内容を確認した上で、送信文に訂正箇所、訂正前数字、訂正後の数字、訂正理由を書き込んで、送信することとする。

（例）公明党得票数 205→105、 共産党得票数 105→205 理由：入力ミス

エ 訂正報のメール送信を完了したときは、調整係に発表し旨の連絡を行うこととする。

D ホームページ担当

メール送信係からエクセルファイルのフロッピーディスクの回付を受けたとき、ノートに接続した端末でホームページ用データを作成し、更新する。

E 発表係

①【通常処理】

（1）発表は、県政記者室で行うものであること。

（2）発表するデータは次のデータとする。

- ・選挙区投票結果（（国内＋在外）【選挙区・様式1-1、1-2、1-3】
- ・比例代表投票結果（（国内＋在外）【比例・様式1-1、1-2、1-3】
- ・選挙区開票状況（候補者別開票区別得票数一覧）【選挙区・様式2】
- ・選挙区開票結果（開票区別得票総数）【選挙区・様式3】
- ・比例代表開票状況（総括表）【比例・様式2】
- ・比例代表開票状況（得票総数の開票区別政党等別一覧）【比例・様式3】
- ・比例代表開票状況（名簿登載者の得票総数の政党別一覧）【比例・様式4】
- ・比例代表開票結果（名簿登載者の得票総数の開票区別一覧）【比例・様式5】
- ・比例代表開票結果（開票区別投票総数）【比例・様式6】

(3) 県政記者室へ提供する書類はすべてB4版に拡大複写すること。

(4) 時間別投票速報（県計集計表）（投票結果を含む。）

ア 代行端末班が「□□時□□分現在、選挙（比例）、投票（開票）結果（の訂正）印刷します。」と発声したら、プリンターへ行き、帳票の打ち出しを確認し、「□□時□□分選挙、投票結果、（の訂正）印刷できました。」と発声する。

イ 表の右上にある「時 分発表」の空白の欄に時間を記入して（訂正の場合は、帳票のすべてに「訂正報」印を、右肩に押した上で）帳票を19部コピー機で複写し、県政記者室に持ち込み、「選挙区投票速報、□□時□□分（の訂正）です。」と発声し、配布する。（報道関係者用17部、広報課用1部、選管事務局長用1部）

ウ 選挙区において投票結果が確定した際の処理

代行端末班が「最終確定〇〇時〇〇分、選挙区投票結果印刷します。」と発声したら、プリンターへ行き、帳票の打ち出しを確認し、「〇〇時〇〇分、選挙区投票結果、確定分印刷できました。」と発声する。帳票のすべてに「確定報」印を、右肩に押した上で、部数をコピーして配布すること。（帳票が2枚以上になる場合には、すべての帳票に印を押すこと。）

エ 配布する帳票が2枚以上になる場合には、クリップで留めること。

オ 処理終了後、原稿を時間順に整理しておくこと。

(5) 時間別開票速報（県計集計表）（開票結果を含む。）

ア 定時の開票速報については、(4)ア、イと同様の処理を行うこと。
比例代表については、毎時55分の帳票印刷となること。

イ 開票結果が確定した際には、(4)ウと同様の処理を行うこと。

ウ 処理終了後、原稿を時間順に整理しておくこと。

②【訂正報の処理】

訂正報の電話があった場合、調整係に呼ばれるので、訂正市町村名、訂正する速報の別（投票または開票）を確認し、「△△市（町村）、投票（開票）結果、訂正報入ります。」と記者室に第一報を入れる。

訂正報については、調整係から回付された「~~（新旧）訂正報~~」を19部複写し、調整係がメールにより公表したのを確認してから発表する。

ア 投票速報の場合

(1) 県集計の訂正時の定時確定処理時に、調整係から回付されたファクシミリ送信票を19部複写し、県政記者室に配布すること。

(2) 同帳票を県政記者室及び県選管のF-netで送信する。

〈事務局長説明〉

「選挙区（比例代表）□□時□□分投票結果の訂正です。△△町（市）に訂正があります。
理由（原因）は、……です。」

イ 開票速報の場合

(1) 開票速報の場合は直ちに記者室へ資料提供する。調整係から回付された新旧訂正報ファ

クシミリ送 信票を19部複写し、県政記者室に配布すること。指導係が同行し、事務局長へ説明。

〈事務局長説明〉

「選挙区（比例代表）開票結果訂正です。理由（原因）は、・・・・・・です。」

（２）同じ帳票を県政記者室及び選管のF-netで送信する。

ウ 選挙区及び比例代表の開票速報において、全市町村が確定した後に、訂正報が入った場合には、調整係の指示により、報道機関あて訂正報が入る旨を県政記者室及び県選管のF-netにより一斉送信したあと、県集計表に修正箇所を明記したものを19部複写して発表する。

F 調整係

◎使用する電話及びファクシミリは下記のものとする。

◆受信 携帯電話（２号）	０８０－１９３２－５０９５
	（４号）０８０－６３０２－４７９９
（予備携帯電話）（５号）	０８０－６３０２－４８００
◆受信ファクシミリ	０８５７－２６－８１２９
◆送信ファクシミリ	０８５７－２２－６５３３

速報の進捗管理及び市町村との連絡調整

ア 速報全体の進捗を管理し、県サーバ画面及びチェックリストにより、処理状況の把握を行う。

イ 報道機関への報告時刻に、電算係に対して確定処理を指示する。

ウ 報告の遅い市町村に対し、適宜督促を行う。

エ 無効投票速報

（ア）市町村からの報告が届き次第、投票速報、開票速報が報告済みであることを確認する。

（投開票速報が済んでいない場合、市町村に確認をとる。）

（イ）投票速報、開票速報確認済のものを指導係に回付する。

（ウ）指導係の確認を得て、選挙毎に市町村に対して解除連絡を行う。

①【集計作業】

ア 選挙区

公表の定時５分前となったら、「□□時□□分現在（最終確定〇〇時〇〇分）、選挙区投票（開票）、状況（結果）、集計処理してください。」と発声し、電算係に集計処理開始を指示する。

イ 比例代表

中央選管への定時報告の１０分前となったら、「□□時□□分現在（最終確定〇〇時〇〇分）、比例代表、投票（開票）、状況（結果）、集計処理してください。」と発声し、集計処理開始を指示する。

②【県サーバ異常時】

ア 市町村から受信したメールの件名と添付ファイル名に不突合が生じるなどの理由により、県サーバで異常が確認されたら、県端末班から市町村連絡票を受け取り、市町村委員会に電話で内容を確認し、処理方法を指示する。

イ 市町村委員会への指示後は、市町村連絡票へ処理済みである旨を記入し、処理確認票へホッチキスで添付し、県端末班へ回付する。

③【訂正報の処理】

訂正報の電話があったときは、

ア 電話を切らずに「△△町（市・村）選挙（比例）投票（開票）結果 訂正報入ります。作業中断してください。」と発声。

イ 指導係及び発表係を呼ぶとともに、処理確認票の回収を指示し、当該市町村の処理状況（メール送信及び県集計済みか否か）を確認し、訂正報処理票を記入して処理確認票に添付する。また、指導係の確認を得た上で、発表係に第一報を行うことを指示する。

ウ 引き続き、電話を切らずに、市町村の速報担当者に訂正前後の入力票をファクシミリで送信済みであることを確認する。

エ そのまま電話を切らずに、指導係に替わり訂正理由を確認後、再度調整係に電話を替わる。

オ 県端末担当が出力した訂正前データ入力票と市町村から送られてきたファクシミリ送信票をもとに、訂正内容（すべてのデータを読み合わせ）を確認する。（市町村が訂正箇所には○印を付すことになっているが、漏れている場合は読み合わせをしながら○印を付す。）

カ 訂正前データ入力票（訂正前ファクシミリ）と訂正後データ入力票（訂正後ファクシミリ）を、所定様式（A3）に貼り付け、訂正理由を記入して、2部複写し、1部を発表係、1部は訂正報処理票を添付した処理確認票に併せて県端末班に回付する。

なお、訂正前の報告数字については、公表用の県集計票により確認した上で、聞き取りすることとし、訂正理由については、指導係長の指示を仰ぐこと。

キ 市町村委員会は、ファクシミリを送信した後速やかに電話連絡を行うこととなっているが、県委員会がファクシミリを受信したにもかかわらず電話報告がない場合には、県委員会から連絡することとし、前項と同様の内容を確認すること。

ク ファクシミリデータと送信されたファイルデータが一致しない旨県端末班から報告があった場合には、市町村に確認を行う。

なお、電話連絡を受けてから5分を経過してもオンラインにデータが受信されない場合には、市町村委員会に督促し、速やかに送信出来ない理由を確認しておくこと。

ケ 既に県計が確定した速報について、訂正報が入ったときは、発表係に報道各社への連絡を指示するとともに、訂正報のファクシミリを1部複写してメール送信係に回付する。

④【オンライン不通時の処理】

ア 市町村のオンラインが不通となったときは、第1報が電話（080-1932-5095、080-6302-4799）で入るので、

（1）電話を切らずに「速報システム不通。送信できない報告は、選挙（比例）、投票（開票）結果、△△町（市・村）です。」と発声する。

（2）②引き続き、市町村の速報担当に対して、オンライン復旧までの間は、ファクシミリ 0857-26-8129、電話080-1932-5095、080-6302-4799

により速報を行うことを指示し、「△△町(市・村)ファクシミリ送信指示しました」と発声。

イ オンライン不通の連絡があった場合は、市町村連絡票に記入し、既にファクシミリを受信している場合には、発受信者間でファクシミリデータを読み上げ確認し、最後に発信者、受信者の氏名を相互に呼称して記入する。

ウ 電話報告を受けた際にファクシミリを受信していない場合には、市町村連絡表を作成した後、一旦電話を切り、電算係・県端末担当に口頭で連絡する。

ファクシミリを受信後に再度データ確認のため電話をかけるものとする。

電話を受けてから5分を経過してもファクシミリが到着しない場合には、再度別のファクシミリ(0807-22-6533)への送信を依頼する。

エ ファクシミリの内容が確認された時は、市町村連絡票を電算係・県端末担当に回付する。

⑤【無効投票内訳】

ア 無効投票内訳の受信に使用するファクシミリは、オンライン不通時に使用するものと同じものとする。

イ 無効投票内訳をファクシミリで受信したときは、全ての速報が受信されているのを確認した上で、指導係に回付すること。

ウ 県端末班のチェックリスト等により速報の未受信が確認された時は、市町村委員会に連絡し、データの送信を依頼するとともに、送信後に再度無効投票内訳についてファクシミリを送信するように依頼することとする。

⑥【当日有権者数の確認】

ア 選挙区投票速報の県集計票が発表係から回付されたときは、投票日当日午前9時に報告を受けた当日有権者数とオンラインにより速報された当日有権者数とを比較し、指導係長と協議の上、必要と認めるときは、市町村委員会に変更理由を確認することとする。

⑦【解除連絡】

全ての作業の終了が確認され次第、市町村委員会に解除連絡を行う。

⑧【留意事項】

訂正報を処理する場合の回示の考え方は、以下のとおりである。

ア 中間、最終に関わらず、訂正報は次の回示での処理になる。

イ 訂正待ちの状態でも回示確定時刻が到来した場合は、訂正報の到着を待たずに回示確定を行う。
回示確定後、訂正報が到着すれば次回示での処理となる。

ウ 選挙毎の投票、開票のそれぞれの最終確定時には、調整係は、「選挙(比例)投票(開票)結果最終確定。確定時刻は〇〇時〇〇分。確定処理してください。」と発声。この発声を受け、県端末担当は処理確認票に確定時刻を入力して確定処理を行う。

⑨【データ送信の例外】

比例代表投票結果については、全市町村が確定した後に、各報道機関に送信する市町村個票CSVのデータを、代行端末3班がフロッピー保存し、そのフロッピーを指導係に渡し、指導係より各報道機関にメール送信するものとする。

(4) 投票・開票状況公表時刻一覧表

区分	選挙区選挙			比例代表選挙		
	推進投票率 速報	確定投票率 時間別開票速報	開票状況 時間別開票速報	確定投票率 投票速報	開票状況 時間別開票速報	開票状況 時間別開票速報
公表一覧	速報投票率速報	20時40分から30分おきに公表	21時40分から30分おきに市町村の確定報と市の中間報を累計して候補者別得票数を公表	投票速報	市町村別開票速報	市町村別開票速報
公表内容	県下9投票区の投票者数及び全体の推進投票率を公表			投票結果がまとまり次第	各市町村から開票速報が入り次第公表	23時から1時間おきに公表
公表様式	速報投票率速報 状況一覧	選挙区投票結果 (県計集計票) CSV 選挙区投票結果 (県計集計票) エクセル	選挙区開票状況 (県計集計票) CSV 選挙区開票状況 (県計集計票) エクセル (最終確定時) 選挙区開票結果 (選挙区・様式2、様式3)	比例代表投票結果 (市町村別開票) CSV 比例代表投票結果 (県計集計票) エクセル	比例代表開票結果 (市町村別開票) CSV 比例代表開票結果 (県計集計票) エクセル	比例代表開票結果 (市町村別開票) CSV 比例代表開票結果 (県計集計票) エクセル (最終確定時) 比例代表開票結果 (比例・様式2、3、4、5、6)
公表項目	投票者数 ・全体の推進投票率	・当日有権者数 ・投票者数 ・投票率	・開票率 ・候補者別得票総数	・当日有権者数 ・投票者数 ・投票率	・政党別名簿 ・登載者別得票総数	・開票率 ・政党別名簿登載者別得票総数
公表方法及び公表場所	県政記者室からFネット送信・HP	各社にメール送信・HP	各社にメール送信・HP	各社にメール送信・HP	各社にメール送信・HP	各社にメール送信・HP
公表時刻	9:00 * 10:00 * 11:00 11:30 12:00 13:00 * 14:00 15:00 * 16:00 16:30 17:00 17:30 * 18:00 19:00 * 19:30 20:00	20:40 21:10 21:40 22:10 22:40 23:10	21:40 22:10 22:40 23:10 23:40 0:10 0:40 1:10 1:40 2:10 2:40 3:10 3:40 市からの開票状況(中間報)の発信(県の発信)は、それぞれ公表時刻の10分前	投票結果がまとまり次第	各市町村から開票結果が入り次第公表	23:00 (22:55) 0:00 (23:55) 1:00 (0:55) 2:00 (1:55) 3:00 (2:55) 4:00 (3:55) 5:00 (4:55) 6:00 (5:55) 公表は、中央選挙に報告した後とする。

()は国への定時報告

* 国への定時報告

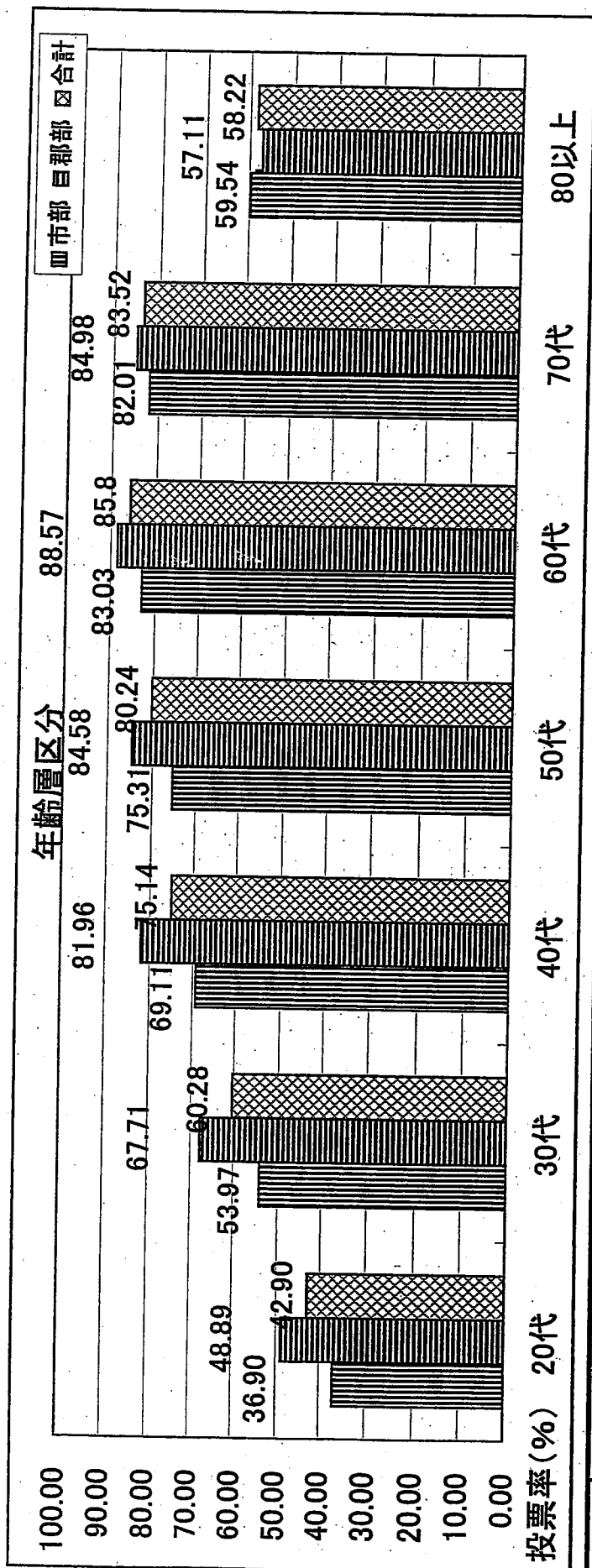
(5) 開票予定場所・時刻表

団体名	開票の場所 施設の名	投票速報予定時刻		開票開始予定時刻		開票速報予定時刻	
		選挙区	比例区	選挙区	比例区	選挙区	比例区
都市	鳥取市民体育館 (競技場)	21:30	21:30	21:00	21:00	23:30	翌1:00
	鳥取県立武道館 (主道場)	21:15	21:15	21:00	21:00	23:15	翌2:00
	倉吉市営体育センター	21:00	21:05	21:00	21:00	23:00	翌1:00
	境港市民会館 (大会議室)	20:30	20:30	21:00	21:00	22:30	翌0:30
岩美町	岩美町中央公民館 (講堂)	20:40	20:40	20:50	20:50	21:45	翌0:00
八頭郡	若桜町山形開発センター (集会室)	20:40	20:40	20:40	20:40	21:40	22:40
	智頭町総合センター (大集会室)	20:30	20:30	20:45	20:45	21:45	22:45
	八頭町体育文化センター 遠見山アリーナ	21:00	21:00	21:10	21:10	22:30	翌0:00
	三朝町総合文化ホール (大会議室)	20:30	20:30	21:00	21:00	22:30	翌0:30
東伯郡	湯梨浜町中央公民館羽合分館 (講堂)	21:05	21:05	21:00	21:00	22:30	翌1:00
	琴浦町東伯町勤労者体育センター	21:00	21:00	21:00	21:00	22:30	翌1:00
	北栄町大栄体育館	20:55	20:55	21:00	21:00	22:30	翌1:00
	日吉津村日吉津村農業者トレーニングセンター (体育館)	20:10	20:10	20:15	21:00	20:50	22:30
西伯郡	大山町名和農業者トレーニングセンター (アリーナ)	20:50	20:50	21:00	21:00	22:30	翌1:00
	南部町西伯農村環境改善センター (プラザ西伯) (大会議室)	20:15	20:17	21:00	21:00	22:30	翌0:00
	伯耆町農村環境改善センター	21:00	21:00	21:00	21:00	22:00	23:30
	日南町日南町役場交流ホール	20:30	20:30	20:40	20:40	21:40	23:10
日野郡	日野町山形開発センター (大集会室)	20:40	20:40	20:45	20:45	21:45	23:00
	江府町山形開発センター	20:20	20:20	20:40	20:40	21:20	23:20

5 参考資料
(1) 年齢別投票率

第21回参議院議員通常選挙平年節別投票率(平成19年7月29日執行)(選挙区選挙)

抽出投票区数 19 有権者数 (男) (女) (計)
 男 最高 75~79歳 86.79% 最高 65~69歳 86.12%
 最低 20~24歳 31.71% 最低 20~24歳 39.61%



年齢	市			町村			合計 A			前回(16.7.11通常)B			比較(A-B)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
20~24	24.84	32.63	28.83	38.17	46.57	42.35	31.71	39.61	35.70	34.81	38.20	36.43	-3.10	1.41	-0.73
25~29	43.34	45.63	44.38	53.67	57.02	55.34	48.20	51.51	49.78	44.86	53.16	48.92	3.34	-1.65	0.86
30~34	49.03	52.58	50.79	63.09	68.49	65.80	55.60	60.10	57.84	53.57	61.44	57.49	2.03	-1.34	0.35
35~39	54.34	59.72	57.11	65.46	74.76	69.79	59.58	66.08	62.78	63.23	69.55	66.47	-3.65	-3.47	-3.69
40~44	63.79	68.70	66.19	76.51	81.77	79.13	68.83	74.74	71.89	71.19	76.01	73.60	-2.36	-1.27	-1.71
45~49	70.33	73.67	72.09	81.29	86.43	83.87	75.99	79.95	78.03	72.91	78.10	75.48	3.08	1.85	2.55
50~54	75.94	74.05	75.03	83.86	86.14	84.93	80.22	80.43	80.32	73.81	76.96	75.35	6.41	3.47	4.97
55~59	72.33	78.84	75.53	84.37	84.23	84.30	78.73	81.68	80.17	75.30	78.36	76.78	3.43	3.32	3.39
60~64	83.96	82.09	82.98	86.80	89.07	88.00	85.33	85.46	85.40	80.50	82.78	81.72	4.83	2.68	3.68
65~69	82.01	83.92	83.09	90.13	88.29	89.16	86.40	86.12	86.24	84.64	85.09	84.88	1.76	1.03	1.36
70~74	83.84	82.57	83.10	88.53	86.72	87.51	86.24	84.61	85.31	85.56	82.04	83.58	0.68	2.57	1.73
75~79	84.88	77.97	80.81	88.60	78.16	82.40	86.79	78.07	81.63	81.13	75.55	77.83	5.66	2.52	3.80
80~	71.79	53.64	59.54	70.21	51.50	57.11	70.96	52.45	58.22	66.23	50.67	55.13	4.73	1.78	3.09
合計	66.52	67.50	67.04	75.88	74.61	75.20	71.21	71.07	71.14	68.66	69.97	69.36	2.55	1.10	1.78
実際の投票率	64.94	64.95	64.95	74.52	74.58	74.55	67.64	67.70	67.67	63.60	64.67	64.17	4.04	3.03	3.50

(2) 表彰者(団体)一覧

総務大臣表彰

【個人】

湯梨浜町選挙管理委員会委員長 浦田昌則

岩美町選挙管理委員会委員長職務代理 小原大忍

【団体】

若桜町明るい選挙推進協議会

琴浦町明るい選挙推進協議会

(3) 参議院選挙区選出議員選挙立候補者等一覧表(第1回～第21回)

回数	選挙期日	候補者名	得票数	党派	当落
1	昭和22年 4月20日	門田定蔵 田中信儀 山本鉄太郎	83,742 76,912 41,304	日本社会党 諸派 日本自由党	当選(6年) 当選(3年) 次点
2	昭和25年 6月4日 (満了5月2日)	中田吉雄 徳安実蔵 福本和夫	131,376 95,731 26,508	無所属 自由党 日本共産党	当選 次点
3	昭和28年 4月24日 (満了5月2日)	三好英之 門田定蔵 豊田収 山本義章	120,643 66,053 38,388 31,834	無所属 日本社会党(左) 無所属 緑風会	当選 次点
補欠	昭和31年 4月4日	中田吉雄 坂口平兵衛 裏坂憲一	127,509 118,247 6,178	日本社会党 自由民主党 日本共産党	当選 次点
4	昭和31年 7月8日 (満了6月3日)	仲原善一 河崎巖 安田勝栄	148,501 100,302 -	自由民主党 日本社会党 日本共産党	当選 次点
5	昭和34年 6月2日 (満了5月2日)	中田吉雄 宮崎正雄 米原和 小田スエ	117,991 117,952 15,175 4,984	日本社会党 自由民主党 日本共産党 人権主義政治連盟	当選 次点
6	昭和37年 7月1日 (満了7月7日)	仲原善一 武部文 石尾実	147,978 118,258 7,516	自由民主党 日本社会党 日本共産党	当選 次点
7	昭和40年 7月4日 (満了6月1日)	宮崎正雄 広田幸一 裏坂憲一	137,780 127,456 9,086	自由民主党 日本社会党 日本共産党	当選 次点
8	昭和43年 7月7日 (満了7月7日)	足鹿覚 仲原善一 米村健	154,933 136,470 8,680	日本社会党 自由民主党 日本共産党	当選 次点
9	昭和46年 6月27日 (満了7月3日)	宮崎正雄 野坂浩賢 裏坂憲一 和田実治	141,455 122,372 16,372 6,535	自由民主党 日本社会党 日本共産党 民社党	当選 次点
10	昭和49年 7月7日 (満了7月7日)	石破二郎 北尾才智 裏坂憲一	192,120 126,999 15,575	自由民主党 日本社会党 日本共産党	当選 次点

1 1	昭和 52 年 7 月 10 日 (満了 7 月 3 日)	広田幸一 土谷栄一 川西基次	159,866 154,625 19,995	日本社会党 自由民主党 日本共産党	当選 次点
1 2	昭和 55 年 6 月 22 日 (満了 7 月 7 日)	石破二郎 新見修 保田睦美	209,025 107,996 18,176	自由民主党 日本社会党 日本共産党	当選 次点
補欠	昭和 56 年 11 月 1 日	小林国司 新見修 保田睦美	166,839 113,480 14,551	自由民主党 日本社会党 日本共産党	当選 次点
1 3	昭和 58 年 6 月 26 日 (満了 7 月 9 日)	西村尚治 広田幸一 牛尾甫	160,242 152,043 13,656	自由民主党 日本社会党 日本共産党	当選 次点
1 4	昭和 61 年 7 月 6 日 (満了 7 月 7 日)	坂野重信 吉田達男 宅野亮介	190,141 145,126 18,281	自由民主党 日本社会党 日本共産党	当選 次点
1 5	平成元年 7 月 23 日 (満了 7 月 9 日)	吉田達男 西村尚治 宅野亮介	180,123 154,766 14,764	無所属 自由民主党 日本共産党	当選 次点
1 6	平成 4 年 7 月 26 日 (満了 7 月 7 日)	坂野重信 加茂篤代 佐々木康子 中西豊明	180,007 88,937 18,278 11,250	自由民主党 無所属 日本共産党 無所属	当選 次点
1 7	平成 7 年 7 月 23 日 (満了 7 月 22 日)	常田享詳 吉田達男 小野泰 小村勝洋	106,246 97,548 97,331 11,653	無所属 無所属 無所属 日本共産党	当選 次点
1 8	平成 10 年 7 月 12 日 (満了 7 月 25 日)	坂野重信 田村耕太郎 松永忠君 市谷知子 沖野寛	128,085 101,403 45,920 40,965 4,919	自由民主党 無所属 社会民主党 日本共産党 自由連合	当選 次点
1 9	平成 13 年 7 月 29 日 (満了 7 月 22 日)	常田享詳 佐藤誠 市谷知子 山本悟己 山口昌司	174,574 69,078 33,826 21,642 9,812	自由民主党 民主党 日本共産党 社会民主党 自由連合	当選 次点
補欠	平成 14 年 10 月 27 日	田村耕太郎 藤井省三 勝部日出男 市谷知子	90,274 86,562 73,383 22,187	無所属 無所属 諸派 日本共産党	当選 次点
2 0	平成 16 年 7 月 11 日 (満了 7 月 25 日)	田村耕太郎 土屋正秀 市谷知子	151,737 114,597 38,688	自由民主党 民主党 日本共産党	当選 次点
2 1	平成 19 年 7 月 29 日 (満了 7 月 28 日)	川上義博 常田享詳 市谷尚三	168,380 135,233 23,380	民主党 自由民主党 日本共産党	当選 次点

平成 19 年 12 月印刷

平成 19 年 12 月発行

非 売 品

編集者 鳥取市東町一丁目 220 番地

発行者 鳥取県選挙管理委員会